

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



せいかつ ほ ご しんせい そうだん きぼう かた か きまどくち もうしで
生活保護の申請やご相談を希望される方は、下記窓口に申出てください。

また、でんわ と あ か の う
また、電話でのお問い合わせも可能です。

かみごとうふくしじむしょ
上五島福祉事務所

〒857-4511

みなみまつらぐんしんかみごとうちょうらくわごう
南松浦郡新上五島町浦桑郷348-1

TEL:(0959)54-2131

しんかみごとうまちやくふくしか
新上五島町役場福祉課

〒857-4495

みなみまつらぐんしんかみごとうちょうあおかたごう
南松浦郡新上五島町青方郷1585-1

TEL:(0959)53-1165

生活保護とは

生活保護は、憲法第25条（生存権保障）の理念に基づく生活保護法により実施されるもので、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助けることを目的とした制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。どなたにでも生活保護を必要とする可能性はありますので、ためらわずにご相談ください。



生活保護決定までの流れ

相談

生活保護の相談については、役場福祉課・上五島福祉事務所が窓口になります。生活保護制度の仕組みなどの説明、申請意思の確認等を行います。また電話相談もできます。

申請

生活保護の申請意思のある方は、申請書を提出してください(提出が困難な場合にはご相談ください)。本人ほか、家族またはその他の同居する親族が申請できます。ただし、急迫した状況にあるときは、申請がなくても保護を開始することがあります。申請後は調査にあたって必要な書類(同意書、各種申告書等)を速やかに提出してください。なお、申請は口頭でも可能ですが、その際は、必要事項の聞き取り等を行います。

調査

申請すると、原則1週間以内に調査担当員(ケースワーカー)が家庭訪問を行い、生活状況や収入・資産状況、その他生活保護の決定に必要な調査をします。(さまざまな調査内容が他人に漏れることはありません。)

生活保護決定後も、収入、資産状況等についての調査をおこないます。また、世帯の状況等を把握するために定期的、臨時的に家庭訪問を行います。

決定

調査に基づき、生活保護の開始または却下について書面でお知らせします。

生活保護の決定は申請のあった日から原則14日以内(調査に時間を要したときは最長30日以内)に通知します。

生活保護を受けるために

生活保護は、資産・能力、その他あらゆるものを活用することを要件として必要な保護が行われます。

1. 資産の活用について

不動産や預貯金、生命保険、自動車等があれば、活用や売却等をして

生活費にあててください。

急迫した事情などのため、すぐに資産を活用できないまま保護を受けたときは、受け
た保護金品に相当する金額の範囲内で福祉事務所が定める額を返していただくこと
になります。

通勤や障害のある方の通院など一定の条件を満たした自動車や掛け金や解約返

戻金が少ない生命保険は例外的に保有が認められる場合がありますのでご相談くだ
さい。

2. 能力の活用について

働くことができる方は、能力に応じて働いてください。

病気や障害などで働けない方は、その問題解決を優先してください。

3. その他制度の活用について

他の法律によって援助を受けられるときは、それらを優先して活用してください。

(例) 健康保険、公的年金、雇用保険、介護保険等

扶養義務について

親、子、兄弟姉妹など民法上の扶養義務がある人から援助を受けられる場合は、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

なお、扶養義務者がいるからといって生活保護の受給ができないということはありません。

また、DV や虐待等、特別な事情がある場合には、扶養義務者への扶養照会

を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。



生活保護のしくみ

法律が定める基準で計算される最低生活費と世帯の収入を比較し

て、世帯の収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から世帯

の収入を差し引いたその不足分が保護費として支給されます。また、生活

保護は世帯単位で行われます。同一の住居に居住し、生計を一にしてい

る場合は原則として同一の世帯としてみなします。

(例) 生活保護を受けられる場合

世帯の収入が最低生活費を下回った場合、その不足分が保護費として支給されます。



ほごひ
保護費として
しきゅう
支給されます
しゅうにゅう
収入により
へんどう
変動します。

(例) 生活保護を受けられない場合

世帯の収入が最低生活費を上回った場合生活保護は適用されません。



生活保護が開始になったら

生活保護の種類と内容

生活保護には次の8つの扶助があります。



生活扶助: 衣食費等の個人的費用と光熱水費等の世帯共通の費用を合算して

支給します。年齢、世帯の人数などによって算定されます。

住宅扶助: 家賃、地代、住宅の補修などの費用が定められた限度額内で支給され

ます。公営住宅の家賃については原則として福祉事務所が直接納付します。

教育扶助: 子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費

など定められた基準額を支給します。



介護扶助: 介護サービスの費用を支給します。現物支給となります。



医療扶助: 病気やけがなどの治療に必要な費用 現物支給となり

ます。また、治療材料や施術なども要件にあてはまるものについては、支給可能なもの

もあります。



出産扶助: 出産について、定められた範囲内で実費を支給します。

葬祭扶助: 葬儀費用について、定められた範囲内で実費を支給します。

せいぎょうふじょ こうとうがっこう ひょう しゅうしょく ひつよう
生業扶助：高等学校にかかる費用や就職するために必要とな

ぎのう しかくしゅうとく ひょう さだ はんいなし じっぴ
る技能、資格習得にかかる費用で定められた範囲内で実費を



しきゅう
支給します。

しゅうろうじりつきゅうふきん あんてい しょくぎょう つ ほご ひつよう
就労自立給付金：安定した職業に就いたことなどにより保護を必要としなくなった

かた たい しきゅう
方に対して支給される場合があります。

しんがくじゅんびきん せいかつ ほ ごせたい こ だいがく せんもんがっこうなど しんがく さい しきゅう
進学準備金：生活保護世帯の子どもが、大学や専門学校等に進学する際に支給さ

れます。

ほか いちじてき ひつよう おう ひふくひ かくじゅうきひ いそうひ いちじ
この他に、一時的な必要に応じるために、被服費、家具什器費、移送費などの一時

ふじょ いちじふじょ いってい じょうけん じぜん たんとう
扶助があります。一時扶助には一定の条件がありますので、事前に担当ケースワカ

ーに相談してください。

けんり ほしょう 権利として保障されること

せいかつ ほ ご りよう かた つぎ けんり ほしょう
生活保護を利用する方には、次のような権利が保障されます。

1. せいかつ ほ ご ほう さだ きじゅん み かぎ かた びょうどう せいかつ
生活保護法の定める基準を満たす限り、すべての方が平等に生活

ほご う
保護を受けることができます。

2. ほご せいとう りゆう ふりえき へんこう
保護は、正当な理由がなければ、不利益に変更されることはありません。

せん。

3. 保護のため支給される金品について、税金が課せられたり、差し押
さえられたりすることはありません。

生活保護の決定事項に疑問があるとき、生活保護申請の却下、変更、停止または
廃止の決定に不服があるときには、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に長崎県
知事に対して、審査請求をすることができます。

まも 守っていただくこと

1. 働ける方は能力に応じて働いてください。

病気や障害などで働けない方は、その問題解決を優先し、健康の保持に努めてく
ださい。

2. 保護費は計画的に使い、生活の向上に努めてください。

3. ケースワーカーの指導・指示にしたがってください。

生活保護の目的達成のために必要な指導・指示を行う場合があります。

指導・指示に従わない場合には、所要の手続きを経て、保護の変更・停止・廃止を

行う場合があります。

とどけで ぎむ 届出の義務

せいかつじょうきょう へんか かなら とどけで ほごひ
生活状況に変化があったときには、必ず届出をしてください。保護費の

ちようせい ひつよう
調整をする必要があります。

じゅうしょ か てんきょ かなら じぜん そうだん
・住所が変わったとき 転居などについては、必ず事前に相談してください。

かぞく か しゅつしやう しぼう てんにゆう てんしゅつ にゅうがく たいがく てんこう きゅうがく
・家族が変わったことがあったとき(出生、死亡、転入、転出、入学、退学、転校、休学、
そつぎやう こうつうじこ いえで けっこん にゅういん たいいん
卒業、交通事故、家出、結婚、入院、退院など)

しゅうしょく たいしよく
・就職、退職したとき

しゅうにゆう へんか しょうよ しあく えんじょ ねんきん
・収入に変化があったとき(賞与をもらったとき、仕送りや援助があったとき、年金や
ほけんきん
保険金などをもらえるようになったときなど、すべての収入について申告をしてくだ
さい。)

こうこうせい しゅうにゆう じゅぎやうりやう ふそくぶん しゅうがくりょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分、修学旅行費、学習塾代、大学や専
もんがっこうなど しんがく ひよう など じりつ あ みと しゅうにゆう
門学校等への進学にかかる費用など、自立に充てられると認められたものは、収入と
して認定しない場合もあります。

た せいかつじょうきょう おお へんか
・その他生活状況に大きな変化があったとき

しんこく ふせい しゅだん ほごう ひよう かえ
うその申告など不正な手段で保護を受けたときは、その費用を返してもらっただけでな
く、罰を受けることもあります。また、申告がないために本来受け取れるはずの保護費が
う と ばあい
受け取れない場合もあります。



おねがい

いりょうきかん
・医療機関へかかりたいときは、やくばふくしか たんとう
役場福祉課や担当ケースワーカーへ連絡
れんらく
をしてください。

ほごひ まいつき にち かげつぶん しきゅう
・保護費は毎月1日に1か月分を支給します。

ふくしじむしょ ほご けつてい じりつ しえん かていほうもん
・福祉事務所はあなたの保護の決定や自立を支援するために家庭訪問や

でんわなど おこな おう
電話等を行うので応じてください。

ふくしじむしょ せいかつ ほご しゅうろうしえん おやせたい しえんなど
・福祉事務所では生活保護のほか、就労支援やひとり親世帯への支援等

おこな きがる そうだん
も行っています。お気軽にご相談ください。